

令和6年度 第1回尾張旭市防災会議 次第

日時 令和7年2月14日（金）

午前11時から

場所 市役所3階 講堂1・2

1 あいさつ

2 議題

尾張旭市地域防災計画の修正について（資料1）

3 その他

(1) 尾張旭市防災ハザードマップの作成について報告

(2) 令和6年度尾張旭市総合防災訓練報告（資料2）

<配布資料>

- ・ 令和6年度第1回尾張旭市防災会議席次表
- ・ 尾張旭市防災会議委員名簿
- ・ 尾張旭市防災会議条例
- ・ 尾張旭市防災会議運営要綱
- ・ 資料1-1 尾張旭市地域防災計画修正の概要
- ・ 資料1-2 尾張旭市地域防災計画修正の要旨
- ・ 資料1-3 尾張旭市地域防災計画修正の新旧対照表
- ・ 資料1-4 前回修正時から現在までの間に新たに締結した災害時協定
- ・ 資料1-5 中学校における避難所指定について
- ・ 資料1-6 地震災害及び南海トラフ臨時情報発表時の非常配備基準について
- ・ 資料2 令和6年度尾張旭市総合防災訓練パンフレット

令和6年度 第1回 尾張旭市防災会議 席次表



モニター

総務部長
危機管理課長
事務局

係長
事務局
課長補佐
担当

愛知県エルピーガス協会 瀬戸旭分会 副会長			尾張旭市地域活動連絡協議会 会計
東邦ガスネットワーク(株) 地域計画部東部計画センター 春日井事業所 事業所長			尾張旭市学童クラブ連絡会 会長
中部電力パワーグリッド(株) 旭名東支社 総務グループ長【代理】			尾張旭市自治連合協議会 理事
尾張旭市管工事業協同組合 副理事長			愛知県瀬戸保健所 所長【代理】
尾張旭市土木業協会 会長			尾張旭市歯科医師会 会長
尾張旭市建築業協会 会長			日本赤十字社 尾張旭市地区奉仕団 委員
上下水道部長			尾張旭市女性消防クラブ 会長
都市整備部長			尾張旭市消防団 団長
愛知県尾張県民事務所 所長【代理】			消防長
愛知県 守山警察署署長			

尾張旭市防災会議委員名簿
尾張旭市国民保護協議会委員名簿

	区分	氏名	団体名	役職
1	会長	柴田 浩	尾張旭市	市長
2	1号委員	前田 慎次	愛知県守山警察署	署長
3	2号委員	若杉 博之	尾張旭市	副市長
4	2号委員	伊藤 秀記	尾張旭市都市整備部	部長
5	2号委員	松野 宏美	尾張旭市上下水道部	部長
6	3号委員	三浦 明	尾張旭市教育委員会	教育長
7	4号委員	各務 誠司	尾張旭市消防本部	消防長
8	4号委員	松原 茂樹	尾張旭市消防団	団長
9	5号委員	金森 俊輔	瀬戸旭医師会	会長
10	5号委員	柴田 浩二	尾張旭市歯科医師会	会長
11	5号委員	裕原 吉久	瀬戸旭長久手薬剤師会	副会長
12	5号委員	山白 英二	中部電力パワーグリッド株式会社旭名東支社	総務 グループ長
13	5号委員	山田 勝司	東邦ガスネットワーク株式会社 地域計画部東部計画センター春日井事業所	事業所長
14	5号委員	本多 裕治	西日本電信電話株式会社東海支店	設備部長
15	5号委員	稲垣 実	愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会	副会長
16	5号委員	相羽 かよ子	日本赤十字社尾張旭市地区奉仕団	委員
17	6号委員	伊豆原 浩二	尾張旭市自治連合協議会	理事
18	7号委員	多田 保孝	愛知県尾張県民事務所	所長
19	7号委員	神谷 孝明	愛知県尾張建設事務所	所長
20	7号委員	澁谷 いづみ	愛知県瀬戸保健所	所長
21	7号委員	三浦 一成	尾張旭市土木業協会	会長
22	7号委員	菅沼 正壽	尾張旭市建築業協会	会長
23	7号委員	青山 茂	尾張旭市管工事業協同組合	副理事長
24	7号委員	谷山 れい子	尾張旭市女性消防クラブ	会長
25	7号委員	仁城 奈美子	尾張旭市学童クラブ連絡会	会長
26	7号委員	加納 智恵子	尾張旭市地域活動連絡協議会	会計

令和6年11月1日現在

○尾張旭市防災会議条例

昭和38年 7 月 6 日

条例第 6 号

改正 昭和45年11月 9 日条例第20号

平成10年 3 月30日条例第16号

平成12年 3 月29日条例第 5 号

平成14年 2 月 1 日条例第 2 号

平成24年10月 5 日条例第29号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、尾張旭市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 尾張旭市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 市の教育委員会の教育長
- (4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
- (5) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (7) 市長が特に必要と認めて任命する者

6 前項の委員の任期は、2 年とする。

7 委員は、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年11月9日条例第20号）

この条例は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日条例第16号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第5号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月5日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

○尾張旭市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市防災会議条例（昭和38年条例第6号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、尾張旭市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の代理)

第2条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(会議の招集)

第4条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議の公開)

第5条 防災会議の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に規定する情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 会議の公開を行うことにより、会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第6条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第7条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の聴取その他必要な協力を求めること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(防災会議事務)

第8条 防災会議の事務については、総務部危機管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

尾張旭市地域防災計画修正の概要

○ 主な修正内容

1 尾張旭市第6次総合計画策定に伴う基本理念の修正

令和6年3月に尾張旭市第六次総合計画が策定されたことに伴い、目指すべき将来の都市像を「幸せつむぐ笑顔あふれる尾張旭」に修正。

2 災害中間支援組織に係る修正について

災害中間組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築について追記。

3 災害ケースマネジメントに係る追記について

市及び県が、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備等に務めることについて追記。

4 令和6年能登半島地震を踏まえた航空機等の輸送に係る修正について

令和6年能登半島地震では、各地で道路が途絶したことから、災害応急対策を実施する関係機関の救助・救助活動や孤立集落への物資輸送などに当たって、機動力のあるヘリコプターが効果的に活用された。

これを踏まえ、災害時の緊急輸送について、ヘリコプターを等の航空機の活用について表記を整理。

5 附属資料関連

- ・ 前回修正時から現在までの間に新たに締結した災害時協定を追加。
※ 5件、(資料1-4参照)
- ・ 各種数値の時点更新

※ **資料1-2**は、修正の要旨の新旧対照表。

※ **資料1-3**は、全ての修正箇所についての新旧対照表。

I 地域防災計画の修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、防災基本計画に基づき、市域に係る地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、市地域防災計画の作成及び修正は、市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

II 主な修正内容

1 第6次総合計画策定に伴う基本理念の修正について

<修正箇所>

■共通編 第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

<新旧対照表>

■共通編 p 1

■共通編

現行（令和5年度）	修正案（令和6年度）
第1節 防災の基本理念 「みんなで支えあう緑と元気あふれる住みよい <u>まち尾張旭</u> 」を将来の都市像とし、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する基本的で重要な施策である。	第1節 防災の基本理念 「 <u>幸せつむぐ笑顔あふれる尾張旭</u> 」を将来の都市像とし、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する基本的で重要な施策である。

2 災害中間支援組織に係る修正について

<修正箇所>

■共通編 第2編 第1章 防災協働社会の形成推進

<新旧対照表>

■共通編 p 16

■共通編

現行（令和5年度）	修正案（令和6年度）
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 市_____における措置 (1) (略) (2) 防災ボランティア活動の支援 ア (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 市_____は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を_____	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 市 <u>及び県</u> における措置 (1) (略) (2) 防災ボランティア活動の支援 ア (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 市 <u>及び県</u> は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を <u>図るとともに、災害中間支援組</u>

現行（令和５年度）	修正案（令和６年度）
_____ _____ _____ 図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	<u>織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を</u>図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

3 災害ケースマネジメントに係る追記について

＜修正箇所＞ ■ 共通編 第２編 第４章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ＜新旧対照表＞ ■ 共通編 p 3 7

■ 共通編

現行（令和５年度）	修正案（令和６年度）
第２節 要配慮者支援対策 市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(5) (略) <u>(追加)</u>	第２節 要配慮者支援対策 5 上水道 (1)～(4) (略) <u>(6) 災害ケースマネジメント</u> <u>市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>

4 令和６年能登半島地震を踏まえた航空機等の輸送に係る修正について

＜修正箇所＞ ■ 共通編 第３編 第４章 避医療救護・防疫・保健衛生対策 ＜新旧対照表＞ ■ 共通編 p 6 7
--

■ 共通編

現行（令和５年度）	修正案（令和６年度）
第１節 医療救護 10 医薬品その他衛生材料の確保 (6) 県は、<u>陸上の交通手段が確保できない場合は、</u> 名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空	第１節 医療救護 10 医薬品その他衛生材料の確保 (6) 県は、<u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合は、</u> 名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空

現行（令和5年度）	修正案（令和6年度）
輸を行う。 11 血液製剤の確保 (3) 県は、<u>通常</u>の輸送体制がとれない場合は、 名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	輸を行う。 11 血液製剤の確保 (3) 県は、<u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合は、</u> 名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念	
3	「<u>みんなで支えあう緑と元気あふれる住みよいまち尾張旭</u>」を将来の都市像とし、（中略）ならない。 また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、<u>科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。</u>	「<u>幸せつむぐ笑顔あふれる尾張旭</u>」を将来の都市像とし、（中略）ならない。 また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、<u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。</u>	第六次総合計画策定に伴う変更 愛知県 SDGs 推進本部会議（2019年7月16日開催）を踏まえた修正
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
6	2 県関係機関 (1)～(12) （略） (13) 緊急通行車両等の<u>事前審査及び確認</u>を行う。	2 県関係機関 (1)～(12) （略） (13) 緊急通行車両等の<u>確認及び確認証明書の交付</u>を行う。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
16	1 市<u> </u>における措置 (1) 自主防災組織の推進 ア 自主防災組織の設置・育成 市<u> </u>は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。 その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 イ 自主防災組織等の環境整備 市<u> </u>は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等によ	1 市及び県における措置 (1) 自主防災組織の推進 ア 自主防災組織の設置・育成 市及び県は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。 その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 イ 自主防災組織等の環境整備 市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等によ	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	り、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。 (2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 市_____は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。 イ 防災ボランティア活動の環境整備 市_____は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を_____ _____図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (3) 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市_____は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。 <u>(4) 防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導</u> <u>市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</u> <u>(5) 補助金の交付</u> <u>市は、自主防災組織等を対象として、その活動を支援するために、「自主防災組織等活動補助金交付要綱」に基づき活動補助金を交付する。</u>	り、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。 (2) 防災ボランティア活動の支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 市<u>及び県</u>は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。 イ 防災ボランティア活動の環境整備 市<u>及び県</u>は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を<u>図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を</u>図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (3) 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市<u>及び県</u>は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	(追記) 2 県における措置 (1) <u>市に対する財政的援助及び指導</u> (略) (2) <u>防災関係団体同士のネットワーク化への取組に対する支援</u> 県は、市町村等が実施する自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等、消防団、<u>婦人（女性）</u>消防（防災）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取組に対し、必要な支援を行うものとする。 <u>(追加)</u>	2 市における措置 (1) <u>防災関係団体ネットワーク化</u> 市は、<u>自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</u> (2) <u>災害ボランティアセンター</u> 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、<u>地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> (3) <u>補助金の交付</u> 市は、<u>自主防災組織等を対象として、その活動を支援するために、「尾張旭市地域防災活動補助金交付要綱」に基づき活動補助金を交付する。</u> 3 県における措置 (1) <u>自主防災組織の育成支援</u> (略) (2) <u>防災関係団体のネットワーク化の支援</u> 県は、市町村等が実施する自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等、消防団、<u>(削除)</u>女性消防（防災）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取組に対し、必要な支援を行うものとする。 (3) <u>災害中間支援組織の育成等</u> 県は、<u>災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県</u>	

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	<u>3</u> 自主防災組織における措置 (略) <u>4</u> 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 (略) <u>5</u> ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (略) <u>6</u> 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用 (略)	<u>域において活動を行う災害中間支援組織の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u> <u>4</u> 自主防災組織における措置 (略) <u>5</u> 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 (略) <u>6</u> ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (略) <u>7</u> 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用 (略)	
	第2章 都市の防災性の向上	第2章 都市の防災性の向上	
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
20	市及び県における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 都市計画区域マスタープラン及び市都市計画マスタープラン_____において、都市の防災性の向上に関する方針等 を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防 災上重要な都市施設等の整備_____を促進する。	市及び県における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 都市計画区域マスタープラン、市都市計画マスタープラン及び <u>市立地適正化計画</u>において、都市の防災性の向上に関する方針等 を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防 災上重要な都市施設等の整備<u>や住宅及び都市機能増進施設の立地 の適正化</u>を促進する。	都市再生特別措 置法（令和2年 度改正）に基 づく修正
	第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備	
20	市及び県における措置	市及び県における措置	防災基本計画に

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	(1)～(2) (略) <u>(追加)</u>	(1)～(2) (略) <u>(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>	基づく修正
	第3節 建築物の不燃化の促進	第3節 建築物の不燃化の促進	
21	市及び県における措置 (1) (略) (2) 建築物の不燃対策 県は（中略）とするものとする 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種 <u>の</u> 措置の徹底を図っていくものとする。 ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>は、</u> 階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、 <u>また、</u> 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	市及び県における措置 (1) (略) (2) 建築物の不燃対策 県は（中略）とするものとする 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種 <u>措置</u> の徹底を図っていくものとする。 ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>階数</u> が3以上であるものあるいは規模に応じて <u>一定</u> の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	表記の整理
	第3章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第3章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
26	7 情報の収集・連絡体制の整備等 (1) (略) (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策 <u>など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気</u>	7 情報の収集・連絡体制の整備等 (1) (略) (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、 <u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気	防災基本計画に基づく修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
28	通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 13 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画（平成30年3月）を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。 13 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画（平成30年3月）を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	防災基本計画に基づく修正
	第4章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第4章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
30	○ 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	○ 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	表記の整理
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
30	市における措置 (1) (略) (2) 指定避難所の指定 ア～エ (略) <u>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u>	市における措置 (1) (略) (2) 指定避難所の指定 ア～エ (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
31	カ（略） キ（略） <u>（追加）</u> <u>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</u> (略)	オ（略） カ（略） (3) 福祉避難所の整備 <u>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> <u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> <u>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> <u>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</u> (略)	

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	(4) 避難所の破損等への備え (略) (5) 避難所の運営体制の整備 ア（略） イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。	(5) 避難所の破損等への備え (略) (6) 避難所の運営体制の整備 ア（略） イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
33	市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア～イ (略) ウ 個別避難計画の作成等 (ア) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するため、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。	市、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)～(2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア～イ (略) ウ 個別避難計画の作成等 (ア) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するため、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。	防災基本計画の修正に伴う修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 (イ)～(ウ) (略) <u>(追加)</u> エ (略) (4) 外国人等に対する対策 市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに務めるものとする。 ア～エ (略) オ 災害時に多言語情報の提供<u>等</u>を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (5) (略) <u>(追加)</u>	なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>また、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (イ)～(ウ) (略) <u>(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援</u> <u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。</u> エ (略) (4) 外国人等に対する対策 市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに務めるものとする。 ア～エ (略) オ 災害時に多言語情報の提供<u>等</u>を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (5) (略) <u>(6) 災害ケースマネジメント</u> <u>市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しに伴う修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
			防災基本計画に基づく修正
	第5章 広域応援・受援体制の整備	第5章 広域応援・受援体制の整備	
	第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等	
39	市及び県における措置 市及び県は（中略）ターミナルとする。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものと<u>する</u>。	市及び県における措置 市及び県は（中略）ターミナルとする。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものと<u>し、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u>	令和6年1月30日付消防第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 災害情報の収集・伝達・広報	第1章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第3節 広報	第3節 広報	
47	4 広報内容 (1) (略) (2) 災害発生直後の広報 エ <u>医療・救護所の開設状況</u> (略) ※「<u>医療救護所</u>」 記載ページ 63、66、	4 広報内容 (1) (略) (2) 災害発生直後の広報 エ <u>救護所の開設状況</u> (略) ※「<u>救護所</u>」	表記の整理（「救護所」に統一）
	第2章 応援協力・派遣要請	第2章 応援協力・派遣要請	
	第4節 ボランティアの受入	第4節 ボランティアの受入	
57	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>情報を共有する場におい</u>	3 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>災害の状況やボランティ</u>	防災基本計画に基づく修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和５年度改訂）	新（令和６年度改訂）	備考
	<u>て</u> 、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 ４ 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等 (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、<u>公益財団法人名古屋YMCA</u>、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会 ５ 県における措置 (1) 県は、_____広域ボランティア支援本部を<u>速やかに</u>設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。	<u>アの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 <u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u> ４ 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等 (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、_____公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会 ５ 県における措置 (1) 県は、<u>市ボランティアセンターを支援するため</u>、_____広域ボランティア支援本部を_____設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。	協定が解消されたため 表記の整理
	第３章 救出・救助対策	第３章 救出・救助対策	
	第２節 航空機の活用	第２節 航空機の活用	
61	１ 航空機の運用調整 (1)～(2) （略） (3) 調整事項等	１ 航空機の運用調整 (1)～(2) （略） (3) 調整事項等	防災基本計画に基づく修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和５年度改訂）	新（令和６年度改訂）	備考
	(略) ア (略) イ 国土交通省に対する <u>緊急用務空域の指定</u> 依頼	(略) ア (略) イ 国土交通省に対する「 <u>航空情報（ノータム）の発行</u> 」依頼	
	第４章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第４章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
	第１節 医療救護	第１節 医療救護	
63	２ 県における措置 <u>(1) 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</u> 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、２次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 <u>(4) 保健医療調整本部における医療情報収集</u> (略) <u>(5) 市、医療機関との情報共有</u> (略) <u>(6) 他市町村への応援指示</u> (略) <u>(追加)</u>	２ 県における措置 <u>(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整</u> <u>ア</u> 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、２次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 <u>また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。</u> <u>イ</u> 保健医療調整本部における医療情報収集 (略) <u>ロ</u> 市、医療機関との情報共有 (略) <u>ハ</u> 他市町村への応援指示 (略) <u>オ</u> <u>被災地における医療提供体制の確保・継続</u> <u>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理 保健医療調整本部等設置要綱の改訂に伴う修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	<u>(追加)</u> <u>(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請</u> （略） <u>(10) 県域を越えた協力体制の確立</u> （略） <u>(追加)</u> <u>(3) 医療救護班の派遣要請</u> （略） <u>(9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u> （略） <u>(追加)</u> <u>(11) 愛知DPATの派遣</u> <u>ア</u> 県は、必要があると認めるときは、DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊を派遣する。 <u>イ</u> 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。 <u>(12) DPATの派遣要請</u> <u>ア</u> 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPAT の派遣要請を行う。 <u>イ</u> 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。 <u>(追加)</u>	<u>法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。</u> <u>この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u> <u>(2) DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等</u> <u>ア</u> <u>DMAT</u> の派遣要請 （略） <u>イ</u> 県域を越えた協力体制の確立 （略） <u>(3) 救護班の派遣要請等</u> <u>ア</u> <u>救護班の派遣要請</u> （略） <u>イ</u> 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 （略） <u>(4) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等</u> <u>ア</u> 愛知DPATの派遣 <u>(ア)</u> 県は、必要があると認めるときは、DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊を派遣する。 <u>(イ)</u> 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。 <u>イ</u> DPATの派遣要請 <u>(ア)</u> 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPAT の派遣要請を行う。 <u>(イ)</u> 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。 <u>(5) JDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等</u> <u>県は、必要があると認めるときは、国等に対しJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。</u>	

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
65	<u>(追加)</u> (7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 (略) (8) 地域医療搬送実施のためのSCUの設置 (略) 10 医薬品その他衛生材料の確保 (6) 県は、<u>陸上の交通手段が確保できない場合は、</u> 名古屋市消防航空隊とヘリコプターの 出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の 出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。 11 血液製剤の確保 (3) 県は、<u>通常の輸送体制がとれない場合は、</u> 名古屋市消防航空隊とヘリコプターの 出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の 出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	<u>(6) SCU（航空搬送拠点臨時医療施設の設置</u> <u>ア</u> 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 (略) <u>イ</u> 地域医療搬送実施のためのSCUの設置 (略) 10 医薬品その他衛生材料の確保 (6) 県は、<u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有 効と考えられる場合には、</u>名古屋市消防航空隊とヘリコプターの 出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の 出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。 11 血液製剤の確保 (3) 県は、<u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有 効と考えられる場合には、</u>名古屋市消防航空隊とヘリコプターの 出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の 出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	令和6年1月30 日付消防第 14号消防庁国 民保護・防災部 防災課長通知 に基づく修正
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生	
69	10 応援協力関係 (1)～(9) (略) <u>(追加)</u> <u>(10)</u> 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	10 応援協力関係 (1)～(9) (略) <u>(10) 県は、必要があると認めるときは、国等に対してJDAT（日 本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。</u> <u>(11)</u> 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	保健医療調整本 部等設置要綱の 改訂に伴う修正
	第5章 交通の確保・緊急輸送対策	第5章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等	
71	1 県警察における措置 (1)～(4) (略) (5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通 行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、 県又は県公安委員会は、同法施行令第33条____の規定により	1 県警察における措置 (1)～(4) (略) (5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通 行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、 県又は県公安委員会は、同法施行令第33条<u>第1項</u>の規定により	災害対策基本法 の改正に伴う修 正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両<u>等届出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申請者</u>に交付する。	緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両<u>確認申出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申出者</u>に交付する。	
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
74	2 中部地方整備局における措置 (1)～(5) (略) <u>(追加)</u>	2 中部地方整備局における措置 (1)～(5) (略) (6) <u>愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u> <u>ア 検討会の設置</u> <u>中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。</u> <u>※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。</u> <u>※ 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。</u> <u>イ 検討会の開催</u> <u>名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、</u>	愛知県災害時交通マネジメント検討会を愛知県地域防災計画に位置付けることに伴う修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和５年度改訂）	新（令和６年度改訂）	備考
	３ 中日本高速道路株式会社における措置 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ア～イ （略） ウ 状況に応じて、<u>所有する</u>ヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。 (略) (4) 応急復旧対策の実施 ア～ウ （略） エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u> </u> <u> </u>路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。	<u>検討会の開催を要請することができる。</u> ３ 中日本高速道路株式会社における措置 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ア～イ （略） ウ 状況に応じて、<u> </u>ヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。 (略) (4) 応急復旧対策の実施 ア～ウ （略） エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>災害対策基本法に基づき</u>、路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。	自社のヘリコプターを所有していないため。 災害対策基本法第76条の6に基づく修正
	第４節 緊急輸送手段の確保	第４節 緊急輸送手段の確保	
76	２ 県における措置 (1)～(2) （略） <u>（追記）</u> (略) ６ 緊急通行車両の事前届出及び確認 (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の<u>事前届出</u>を行うこととする	２ 県における措置 (1)～(2) （略） <u>(3) 知事は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u> (略) ６ 緊急通行車両の<u> </u>確認 (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の<u>確認申出</u>を行うこととする	令和６年１月30日付消防災第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正 災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
	第６章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第６章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第２節 要配慮者支援対策	第２節 要配慮者支援対策	
80	１ 市における措置	１ 市における措置	表記の整理

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	(1)～(4) （略） (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> (略) 2 県における措置 (1)～(2) （略） (3) 多言語による情報発信__ 県国際交流協会<u>との連携や</u>大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、<u>相談対応等を行うとともに、必要に応じて被災地への通訳ボランティアの派遣等</u>を行う。	(1)～(4) （略） (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 _____ _____ _____ _____ _____ (略) 2 県における措置 (1)～(2) （略） (3) 多言語による情報発信<u>等</u> 県国際交流協会<u>と共同で</u>大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、<u>被災市町村の外国人相談対応等における、通訳及び翻訳の支援</u> _____等を行う。	愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しを行ったため。
	第10章 ライフライン施設等	第10章 ライフライン施設等	
	第2節 ガス施設対策	第2節 ガス施設対策	
93	1 東邦瓦斯株式会社における措置 (1) 災害対策本部の設置 (略) (震度5弱以上の地震が発生したときは、_____防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)	1 東邦瓦斯株式会社における措置 (1) 災害対策本部の設置 (略) (震度5弱以上の地震が発生したときは、<u>あらかじめ定められた</u>防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)	自社グループ防災業務計画の記載を踏まえた修正
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
96	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置	防災基本計画に基づく修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等<u>を関係機関に共有する。</u> 3 市、県及び防災関係機関における措置 無線通信施設に（中略）について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に<u>災害時モード</u>への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。	西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況<u>や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u> 3 市、県及び防災関係機関における措置 無線通信施設に（中略）について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に<u>災害モード</u>への切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供するサービスの正式名称と表記統一のため
	第11章 住宅対策	第11章 住宅対策	
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
101	2 県における措置 県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、<u>居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修</u>するものであり、次のとおり実施する。 (1) 応急修理の実施 <u>(追加)</u>	2 県における措置 県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、<u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」</u>をするものであり、次のとおり実施する。 (1) 応急修理の実施 ア <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> ア) <u>応急修理を受ける者の範囲</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、<u>雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> イ) <u>修理の範囲</u> <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u>	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の一部改正のため。 令和5年4月1日から適用

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	<u>ア</u> 応急修理を受ける者の範囲 <u>(イ)</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 <u>(1)</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。 <u>イ</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>ウ</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>エ</u> 修理の期間 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>オ</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	<u>(ウ)</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>(エ)</u> 修理の期間 災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>(オ)</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。 <u>イ</u> 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 <u>(7)</u> 応急修理を受ける者の範囲 <u>a</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 <u>b</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 <u>(1)</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>(ウ)</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>(エ)</u> 修理の期間 災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>(オ)</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援	
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付等	
112	1 市における措置 <u>(1) 罹災証明書の交付</u> (略) <u>(2) 被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 2 県における措置 (1) 市町村の支援等 <u>ア 市の支援</u> (略) <u>イ</u> 説明会の実施、調査・判定方法の調整等 県は（中略）被災市町村間の調整を図る。 <u>(2) 市への情報の提供</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。	1 市における措置 _____ (略) _____ _____ _____ 2 県における措置 (1) 市の支援_____ (略) <u>(2)</u> 説明会の実施、調査・判定方法の調整等 県は（中略）被災市の調整を図る。 _____ _____ _____	表記の整理 防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
	<u>(追加)</u>	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	
113	<u>(追加)</u>	1 市における措置 <u>(1) 被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>(2) 災害ケースマネジメントの実施</u> 市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
		<u>等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u> 2 県における措置 (1) <u>市への被災者に関する情報の提供</u> <u>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u> (2) <u>市の支援</u> <u>県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。</u>	
113	第2節 被災者への経済的支援等	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	表記の整理
114	第3節 金融対策	第4節 金融対策	
116	第4節 住宅等対策	第5節 住宅等対策	
117	第5節 労働者対策	第6節 労働者対策	
	第5章 商工業・農林水産業の再建支援	第5章 商工業・農林水産業の再建支援	
	第1節 商工業の再建支援	第1節 商工業の再建支援	
119	2 県における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、<u>小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）</u>等により、事業資金の融資を行う。	2 県における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、<u>経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】</u>等により、事業資金の融資を行う。	県制度融資改正のため。

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第2章 土砂災害等予防対策	第1章 水害予防対策	
	第1節 土地利用の適正誘導	第3節 浸水想定区域における対策	
125	市及び県における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法_____を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	市及び県における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、 <u>都市再生特別措置法</u> を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	都市再生特別措置法（令和2年度改正）に基づく修正
	第3章 建築物等の安全化	第2章 土砂災害等予防対策	
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 土砂災害の防止	
130	3 ガス施設 (1)～(2) (略) (3) 災害対策用資機材等の確保及び整備 ア (略) イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、 <u>重要なガス施設</u> においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。	3 ガス施設 (1)～(2) (略) (3) 災害対策用資機材等の確保及び整備 ア (略) イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、 <u>製造所・供給所等</u> においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。	防災業務計画の記載を踏まえた修正
	第6章 防災に関する調査研究の推進	第6章 防災に関する調査研究の推進	
	防災に関する調査研究の推進	防災に関する調査研究の推進	
143	2 市における措置 (1) (略) (2) 地籍調査 市は、防災 <u>化</u> の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	2 市における措置 (1) (略) (2) 地籍調査 市は、防災 <u>事業</u> の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	表記の整理

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 非常配備体制	第1章 非常配備体制	
	第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請	
146	市における措置 (1)～(3) (略) (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理や <u>マスク着用</u> 等を徹底するものとする。	市における措置 (1)～(3) (略) (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理 <u>_____</u> を徹底するものとする。	マスク着用の考え方の見直しに伴う修正（健康管理等にマスク着用を含む）
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達	
151	12 気象警報等の伝達系統 図1 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号 <u>_____</u> の規定に基づく法定伝達先。	12 気象警報等の伝達系統 図1 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号 <u>及び第3号並びに第9条</u> の規定に基づく法定伝達先。	根拠となる法令の追記
	第5章 通信施設対策	第5章 通信施設対策	
164	(略) 1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 重要通信の確保及び通信の途絶の解消 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>(1) _____</u> <u>_____</u> (略)	(略) 1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 重要通信の確保及び通信の途絶の解消 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 <u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u> <u>(1) 西日本電信電話株式会社</u> <u>ア</u> (略)	共通編と表記を揃えるため

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	<u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(追加)</u> 2 移動通信事業者（<u>株式会社NTTドコモ、KDD I 株式会社及びソフトバンク株式会社</u>）における措置 重要通信の確保及び通信の途絶の解消 (略) 3 市、県及び防災関係機関における措置 <u>専用通信施設の応急措置</u> 無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。 4 放送事業者における措置 <u>放送事業の継続</u> (略)	<u>イ</u> (略) <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> <u>ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。</u> <u>イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。</u> 2 移動通信事業者（<u>(KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社)</u>）における措置 <u>_____</u> (略) 3 市、県及び防災関係機関における措置 <u>_____</u> 無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。 4 放送事業者における措置 <u>_____</u> (略)	

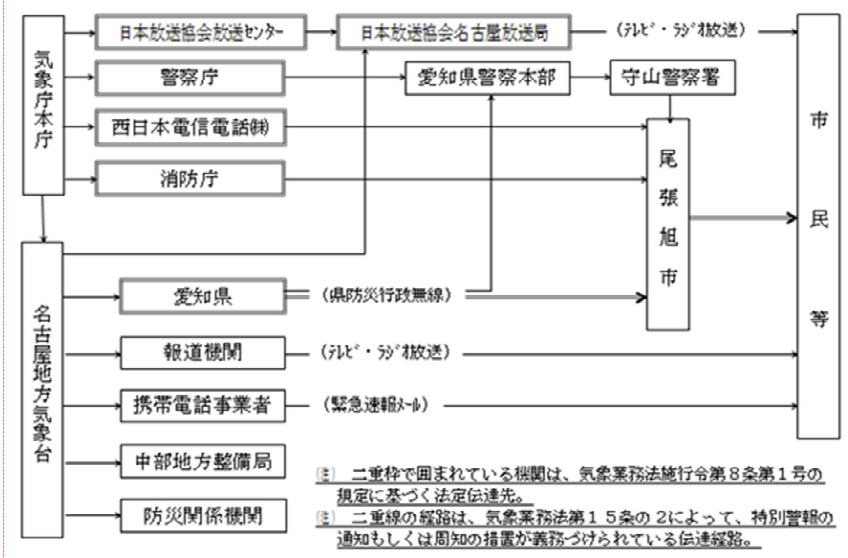
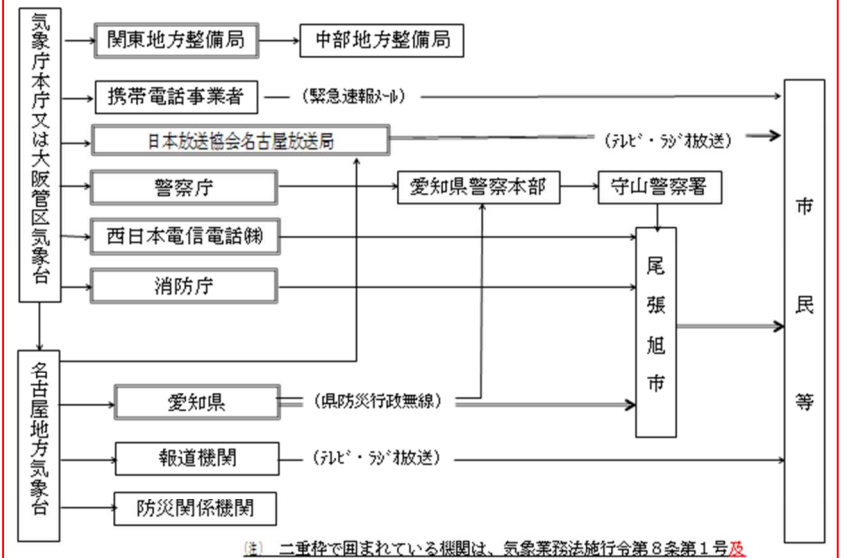
尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 建築物等の安全化	第1章 建築物等の安全化	
	第3節 ライフライン関係施設対策	第3節 ライフライン関係施設対策	
173	3 ガス施設 (1)～(2) (略) (3) 緊急操作設備の強化 ア～エ (略) オ <u>無線通信設備</u> <u>主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。</u>	3 ガス施設 (1)～(2) (略) (3) 緊急操作設備の強化 ア～エ (略) オ <u>連絡・通信設備</u> <u>災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。</u>	防災業務計画の記載を踏まえた修正
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 非常配備体制	第1章 非常配備体制	
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営	
204	1 県における措置 (1)～(3) (略) (4) <u>本部員会議</u> の開催 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ <u>本部員会議</u> を招集する。 <u>本部員会議</u> の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。 <u>本部員会議</u> の運営については、災害情報センターがその事務を取り仕切る。	1 県における措置 (1)～(3) (略) (4) <u>本部会議</u> の開催 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ <u>本部会議</u> を招集する。 <u>本部会議</u> の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。 <u>本部会議</u> の運営については、災害情報センターがその事務を取り仕切る。	県災害対策実施要綱の表記と揃えるため
	第2節 職員の派遣要請	第2節 職員の派遣要請	
206	1 市における措置 (1)～(3) (略) (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナ	1 市における措置 (1)～(3) (略) (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナ	マスク着用の考え方に見直しに伴う修正（健康管理等にマスク着用を含む）

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	ウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 2 県における措置 (1)～(3) (略) (4) 被災市町村への県職員の派遣 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。	ウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理_____等を徹底するものとする。 2 県における措置 (1)～(3) (略) (4) 被災市町村への県職員の派遣 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理_____等を徹底するものとする。	
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 地震情報等の伝達	第1節 地震情報等の伝達	
208	2 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 (1) 緊急地震速報 気象庁は、_____震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち<u>予想震度が</u>6弱以上または長周期地震動階級4 _____を特別警報に位置付けている。 (2) 地震に関する情報 地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度<u>に関する情報及び各地の震度</u> _____に関する情報などを発表する。	2 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 (1) 緊急地震速報 気象庁は、<u>最大</u>震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち_____震度_____6弱以上または長周期地震動階級4 <u>の揺れが予想される場合のもの</u>を特別警報に位置付けている。 (2) 地震に関する情報 地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度<u>情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地震</u>に関する情報などを発表する。	気象庁が使用する用語に統一 地震情報の種類の変更 表記の整理

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	 ③ 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 ④ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	 ③ 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 ④ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	根拠となる法令の追記
220	第6章 通信施設対策 1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。	第6章 避難行動 1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。<u>また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u>	防災基本計画に基づく修正

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第1章 震災復興都市計画の決定手続き	第1章 震災復興都市計画の決定手続き	
	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	
225	1 都市復興基本計画の策定と公表 市及び県は、（中略） 策定に当たっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、 <u> </u> 合計画等を踏まえるものとする。	1 都市復興基本計画の策定と公表 市及び県は、（中略） 策定に当たっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、 <u>立地適正化計画</u> 、総合計画等を踏まえるものとする。	都市再生特別措置法（令和2年度改正）に基づく修正
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策	
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	第4節 道路交通対策	第4節 道路交通対策	
244	1 県公安委員会における措置 (1)～(5)（略） (6) 緊急輸送車両の確認 ア 緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第12条 <u> </u> の規定により緊急輸送車両の確認を行う。 イ 緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両 <u>等届出書</u> 」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに <u>申請者</u> に交付する。 <u>（追加）</u>	1 県公安委員会における措置 (1)～(5)（略） (6) 緊急輸送車両の確認 ア 緊急輸送車両の確認 県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第12条 <u>第1項</u> の規定により緊急輸送車両の確認を行う。 イ 緊急輸送車両の確認届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急輸送車両 <u>確認申出書</u> 」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに <u>申出者</u> に交付する。 (7) <u>緊急輸送車両確認の効力</u> <u>大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策</u>	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
		<u>基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。</u>	
	第12節 復興都市計画事業の都市計画決定	第12節 復興都市計画事業の都市計画決定	
251	7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の 事前届出 を行うこととする。 (略)	7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の 確認届出 を行うこととする。 (略)	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正及び表記の整理

尾張旭市地域防災計画【原子力・大規模事故対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和5年度改訂）	新（令和6年度改訂）	備考
	第2編 原子力災害	第2編 原子力災害	
	第6章 県外の原子力発電所等における異常時対策	第6章 県外の原子力発電所等における異常時対策	
	第10節 飲料水・食品等の摂取制限等	第10節 飲料水・食品等の摂取制限等	
271	1 飲料水・食品等の摂取制限等 (1) 県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、<u>原子力規制庁及び厚生労働省</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市町村又は水道事業者等に指示又は要請する。 (2) 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、<u>原子力規制庁及び厚生労働省</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。	1 飲料水・食品等の摂取制限等 (1) 県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、<u>国</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市町村又は水道事業者等に指示又は要請する。 (2) 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、<u>国</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。	2024/4/1 から、水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、厚生労働大臣から環境大臣に移管するため。

新規災害協定等締結状況

分類	協定等名	締結先	締結日	内容
物資提供	災害時等における資機材の賃貸借に関する協定	株式会社 ダイワテック	令和6年3月25日	災害時において、太陽光発電により電力が使用可能なシステムハウスの貸与を受けるもの
応急復旧	災害時等における無人航空機による情報収集に関する協定	・一般社団法人 DPCA ・一般社団法人 地域再生・防災 ドローン利活用 推進協会	令和6年5月27日	災害時において、無人航空機（ドローン）の所有及び操作できる団体の協力を得て、被災状況の確認等、情報収集するためのもの
物資提供	災害時における食事の提供等に関する協定	特定非営利活動法人 イロドリ	令和6年10月15日	災害時において、市役所地下1階「さんぶんのいち食堂」で備蓄している食糧を、災害対応にあたる市職員等に提供するもの
施設提供	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定	・社会福祉法人 ひまわり福祉会 ・社会福祉法人 旭会 ・社会福祉法人 敬愛会 ・医療法人和光会 ・社会福祉法人 墨友会 ・社会福祉法人 かなえ福祉会	令和6年11月1日	災害時において、社会福祉法人等の運営する施設を福祉避難所として利用するもの
その他	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社 中京支店	令和7年2月7日	災害時において、物資の配送及び荷役作業に必要な人員及び機材の提供を受けるもの。

災害時等における資機材の賃貸借に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、尾張旭市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における資機材の賃貸借について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲が必要とする乙所有の資機材を、迅速かつ円滑に賃貸借するために必要な事項を定めることを目的とする。

（借用の要請）

第2条 甲は、災害時等において資機材を必要とするときは、別添様式第1号により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等をもって要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

（資機材の供給）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙は、前項に規定する資機材の供給を実施したときは、別添様式第2号により、甲に報告するものとする。

（供給する資機材）

第4条 乙が甲に供給する資機材は、ソーラーシステムハウス、ソーラーバイオトイレの他、乙が定めるもののうち、甲から要請を受けた時点で供給可能なものとする。

2 乙は、毎年4月1日現在において、災害時等に供給可能な資機材の見込み数量を、別添様式第3号により報告するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第5条 甲は、要請した資機材の引渡し場所を指定し、乙は、当該引渡し場所までの資機材の運搬を行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議して輸送手段を決定し、運搬するものとする。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲又は甲の指定するものによる確認の上、行うものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した資機材の借用及び運搬等にかかる費用は甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における借用及び運搬等に係る適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づく資機材の供給終了後に、前条に定める費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡先を記載した別添様式第4号を作成し、本協定に定める事項及び連絡体制について相互に確認するものとする。

2 前項に定めるほか、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定についての意思表示がない場合は、引き続き1年間、自動的に有効期間を延長し、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和6年3月25日

甲 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者 尾張旭市長 柴 田 浩

乙 愛知県名古屋市西区大野木3番地43
株式会社ダイワテック
代表者 代表取締役 岡 忠 志

年 月 日

株式会社ダイワテック 御中

尾張旭市長

「災害時等における資機材の賃貸借に関する協定書」第 2 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

必要とする資機材	数量	引渡場所	引渡日時	備考

年 月 日

株式会社ダイワテック 御中

尾張旭市長

「災害時等における資機材の貸貸借に関する協定書」第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり借用した資機材の実績について報告します。

記

引渡資機材	数量	引渡場所	引渡日時	備考

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

災害時に供給可能な資機材		
管理番号	資 機 材	数 量

様式第4号(第8条関係)

連絡先一覧表

尾張旭市

連絡担当部局	
担当職員	
電話番号	
メールアドレス	
FAX番号	

株式会社ダイワテック（平常時）

住所	
代表者等名	
担当者氏名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	
担当者FAX番号	

株式会社ダイワテック（緊急時）

担当者氏名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	
担当者FAX番号	

災害時等における無人航空機による情報収集に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と一般社団法人DPCA（以下「乙」という。）及び一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会（以下「丙」という。）は、尾張旭市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）に定める災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における無人航空機による情報収集（以下「情報収集」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲が乙及び丙に対し、迅速な情報収集の協力を要請するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等に情報収集のため必要と認めるときは、乙及び丙に対し、出動を要請するものとする。この場合において、無人航空機の出動台数は、災害種別、規模、情報収集範囲等を考慮し、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（要請の内容）

第3条 前条に規定する要請の内容は、次のとおりとする。

- (1) 無人航空機を活用した映像・画像の情報の収集
 - (2) 無人航空機を活用した被災者の捜索・救助
 - (3) 無人航空機を活用した災害現場の地図作成支援
- 2 その他災害時等において必要な協力要請は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙及び丙に対し、第2条の要請を行う場合は、要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（実施報告）

第5条 乙及び丙は、情報収集を完了したときは、報告書（第2号様式）により文書で甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙及び丙が情報収集に要した経費（操縦者費用等）は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（損害賠償等）

第7条 甲の要請により情報収集に使用した無人航空機に損害が生じた場合は、当該損害が操縦者以外の者の行為であって、当該操縦者以外の者から損害賠償を受けることができる場合又は操縦者の故意若しくは重大な過失による場合を除き、甲はその賠償の責めを負うものとする。

- 2 乙及び丙は、無人航空機について賠償責任保険に加入するものとする。

（航空法等における許可等）

第8条 乙及び丙は、無人航空機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう必要な安全確保を自主的に行うものとする。

2 航空法等関係法令の許可・承認の申請手続き等については、乙及び丙が行うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙及び丙は、平常時から情報収集体制について情報交換を行うとともに、連絡体制を整備し、災害時等に備えるものとする。

(訓練への参加)

第10条 甲は乙及び丙に対し、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、甲主催の防災訓練等への参加を要請することができるものとする。

2 前項の訓練等に参加する場合に要する経費は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に伴う事務は、甲においては尾張旭市総務部危機管理課とし、乙及び丙においては乙を窓口として行うものとする。

(秘密の保持)

第12条 甲と乙及び丙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

(協定の期間)

第13条 この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙丙の協議が整った場合は、さらに3年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第14条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙丙協議の上、協定を解除することができる。

(協議)

第15条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月27日

甲 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者 尾張旭市長 柴田 浩

乙 京都府京都市南区東九条西岩本町10-2
一般社団法人DPCA
代表理事 上田 雄太

丙 京都府京都市南区東九条西岩本町10-2
一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会
代表理事 上原 陽一

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

一般社団法人DPCA 様

一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会 様

尾張旭市長

要請書

災害時等における無人航空機による情報収集に関する協定第4条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	氏名 連絡先電話番号 FAX番号
要請日時	年 月 日 時 分
要請理由	
要請内容	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

尾張旭市長 様

一般社団法人DPCA

一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会

報告書

災害時等における無人航空機による情報収集に関する協定第5条の規定により、次のとおり実施した事項を報告します。

報告者	氏名 連絡先電話番号 FAX番号
要請された日時	年 月 日 時 分
実施内容	
従事者氏名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

災害時における食事の提供等に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人イロドリ（以下「乙」という。）は、災害時における食事の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対し、尾張旭市役所北庁舎地下1階食堂（以下「食堂」という。）で備蓄している食料品等の調理及び食事の提供を迅速かつ円滑に要請するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、職務に従事する尾張旭市職員等に対する食事の提供を必要とする場合は、状況により、乙に対して食堂等で備蓄している食料品等調理及び食事の提供について協力を要請することができる。

（協力要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、第3条の規定により要請を受けたときは、次に掲げる事項を乙が実施できる範囲内で実施するものとする。ただし、食料品等については食堂等で常時備蓄するものとする。

- (1) 食料品等の調理・提供
- (2) 衛生管理
- (3) ごみ及び残飯等の処理
- (4) イートスペース日常清掃

（費用負担）

第5条 乙が業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（費用の支払い）

第6条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に甲の同意を得た場合は、この限りではない。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに3年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、甲が尾張旭市公有財産管理規則第16条に基づく、行政財産目的外使用許可期間が終了した場合は、協定を解除するものとする。

(協定の変更)

第9条 この協定の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた者が相手方に速やかに連絡をして変更に係わる協議をし、必要な手続きを行うものとする。

(協定の解除)

第10条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙双方が協議の上、協定を解除することができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項には、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年10月15日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市

代表者 尾張旭市長 柴田 浩

乙 名古屋市守山区吉根三丁目1216番地の2

特定非営利活動法人イロドリ

代表者 理事長 青山 しのぶ

協力要請書

年 月 日

特定非営利活動法人イロドリ 様

尾張旭市長

災害時における食事の提供等に関する協定書第 3 条に基づき、次のとおり協力を要請します。

市担当者 氏名・連絡先	職名・氏名 連絡先
電話等による 要請日時	年 月 日 () 時 分
要請期間	年 月 日 ~ 年 月 日
要請内容	(1) 食料品等の調理・提供 (2) 衛生管理 (3) ごみ及び残飯等の処理 (4) イートスペース日常清掃
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

尾張旭市を「甲」とし、社会福祉法人ひまわり福祉会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、尾張旭市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある状況（以下「災害時」という。）において、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 利用する施設は、社会福祉法人ひまわり福祉会ひまわりの作業室2-2（41.24㎡）及び作業室3（45.48㎡）並びにくすの木の食堂兼多目的室（59.637㎡）、相談室（15.462㎡）、多目的室及び静養室（23.961㎡）とする。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる要配慮者は、一般の避難所での生活が困難な知的障がい者、精神障がい者及びそれに準じる者（以下「要配慮者等」という。）とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、要配慮者等の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をする場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、疾病の有無、連絡先等
- （2） 支援者等の氏名、連絡先等
- （3） 使用する期間

（開設運営）

第4条 前条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な当直者等を配置するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができるものとする。

4 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

(備品等の貸与)

第5条 甲は、乙に対して要配慮者等の支援に必要な乙所有の備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(要配慮者等の搬送)

第6条 福祉避難所への要配慮者等の搬送は、原則として、当該要配慮者等の支援者等が行うものとする。ただし、乙は、可能な範囲で要配慮者等の移送についても支援するよう努めるものとする。

(物資の調達等)

第7条 甲は、福祉避難所の開設に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担等)

第8条 甲は、乙が行った福祉避難所としての要配慮者等の受け入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資、専門的人材やボランティア等を確保するよう努めるものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所を開設する場合において、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに3年間更新できるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第12条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

附則 甲乙間で締結した平成21年5月25日付け「災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定」については、この協定の締結日をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年11月1日

- (甲) 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者 尾張旭市長 柴田 浩
- (乙) 尾張旭市上の山町間口2584番地
社会福祉法人 ひまわり福祉会
代表者 理事長 林 照美

福祉避難所の所在地

施設名	住所
ひまわり	尾張旭市上の山町間口2584地2589番地2
くすの木	尾張旭市東印場町二反田146番地

災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書についての解釈基準

項目	条項	解釈の基準
避難を余儀なくされた場合	第1条	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・その他これに準ずると認められる場合
受け入れ可能人員、必要物資等	第9条	・受け入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・必要物資等（受け入れ可能人員から想定して必要となる物資等の数量）
疑義の決定	第13条	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

尾張旭市を「甲」とし、社会福祉法人旭会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、尾張旭市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある状況（以下「災害時」という。）において、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 利用する施設は、特別養護老人ホームアメニティあさひの1階ホール（100 m²）とする。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる要配慮者は、一般の避難所での生活が困難な介護保険の要介護認定者及びそれに準じる者（以下「要配慮者等」という。）とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、要配慮者等の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をする場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、疾病の有無、連絡先等
- （2） 支援者等の氏名、連絡先等
- （3） 使用する期間

（開設運営）

第4条 前条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議のうえ、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な当直者等を配置するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができるものとする。

4 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

(備品等の貸与)

第5条 甲は、乙に対して要配慮者等の支援に必要な乙所有の備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(要配慮者等の搬送)

第6条 福祉避難所への要配慮者等の搬送は、原則として、当該要配慮者等の支援者等が行うものとする。ただし、乙は、可能な範囲で要配慮者等の移送についても支援するよう努めるものとする。

(物資の調達等)

第7条 甲は、福祉避難所の開設に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担等)

第8条 甲は、乙が行った福祉避難所としての要配慮者等の受け入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資、専門的人材やボランティア等を確保するよう努めるものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所を開設する場合において、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに3年間更新できるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第12条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

附則 甲乙間で締結した平成19年5月10日付け「災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」については、この協定の締結日をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年11月1日

- (甲) 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者 尾張旭市長 柴田 浩
- (乙) 尾張旭市旭ヶ丘町濁池1155番地18
社会福祉法人 旭会
代表者 理事長 関根 正一

福祉避難所の所在地

施設名	住所
特別養護老人ホームアメニティあさひ	尾張旭市旭ヶ丘町濁池1155番地18

災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書についての解釈基準

項目	条項	解釈の基準
避難を余儀なくされた場合	第1条	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・その他これに準ずると認められる場合
受け入れ可能人員、必要物資等	第9条	・受け入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・必要物資等（受け入れ可能人員から想定して必要となる物資等の数量）
疑義の決定	第13条	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

尾張旭市を「甲」とし、社会福祉法人敬愛会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、尾張旭市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある状況（以下「災害時」という。）において、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 利用する施設は、特別養護老人ホーム敬愛園のデイサービスルーム（352.5 m²）とする。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる要配慮者は、一般の避難所での生活が困難な介護保険の要介護認定者、身体障がい者及びそれに準じる者（以下「要配慮者等」という。）とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、要配慮者等の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をする場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、疾病の有無、連絡先等
- (2) 支援者等の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

（開設運営）

第4条 前条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な当直者等を配置するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができるものとする。

4 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

(備品等の貸与)

第5条 甲は、乙に対して要配慮者等の支援に必要な乙所有の備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(要配慮者等の搬送)

第6条 福祉避難所への要配慮者等の搬送は、原則として、当該要配慮者等の支援者等が行うものとする。ただし、乙は、可能な範囲で要配慮者等の移送についても支援するよう努めるものとする。

(物資の調達等)

第7条 甲は、福祉避難所の開設に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担等)

第8条 甲は、乙が行った福祉避難所としての要配慮者等の受け入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資、専門的人材やボランティア等を確保するよう努めるものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所を開設する場合において、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに3年間更新できるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第12条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

附則 甲乙間で締結した平成19年5月10日付け「災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」については、この協定の締結日をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年11月1日

- (甲) 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者 尾張旭市長 柴田 浩
- (乙) 尾張旭市平子町長池上6447番地1
社会福祉法人 敬愛会
代表者 理事長 長谷川 孝 司

福祉避難所の所在地

施設名	住所
特別養護老人ホーム敬愛園	尾張旭市平子町長池上6447番地1

災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書についての解釈基準

項目	条項	解釈の基準
避難を余儀なくされた場合	第1条	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・その他これに準ずると認められる場合
受け入れ可能人員、必要物資等	第9条	・受け入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・必要物資等（受け入れ可能人員から想定して必要となる物資等の数量）
疑義の決定	第13条	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

尾張旭市を「甲」とし、医療法人和光会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、尾張旭市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある状況（以下「災害時」という。）において、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 利用する施設は、介護老人保健施設清風苑の1階入所リハビリルーム（63 m²）とする。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる要配慮者は、一般の避難所での生活が困難な介護保険の要介護認定者、認知症の者、身体障がい者及びそれに準じる者（以下「要配慮者等」という。）とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、要配慮者等の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をする場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、疾病の有無、連絡先等
- (2) 支援者等の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

（開設運営）

第4条 前条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な当直者等を配置するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができるものとする。

4 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

(備品等の貸与)

第5条 甲は、乙に対して要配慮者等の支援に必要な乙所有の備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(要配慮者等の搬送)

第6条 福祉避難所への要配慮者等の搬送は、原則として、当該要配慮者等の支援者等が行うものとする。ただし、乙は、可能な範囲で要配慮者等の移送についても支援するよう努めるものとする。

(物資の調達等)

第7条 甲は、福祉避難所の開設に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担等)

第8条 甲は、乙が行った福祉避難所としての要配慮者等の受け入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資、専門的人材やボランティア等を確保するよう努めるものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所を開設する場合において、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに3年間更新できるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第12条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

附則 甲乙間で締結した平成19年5月10日付け「災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」については、この協定の締結日をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年11月1日

- (甲) 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者 尾張旭市長 柴田 浩
- (乙) 尾張旭市東印場町二反田282番地2
医療法人 和光会
代表者 理事長 川島 正 幹

福祉避難所の所在地

施設名	住所
介護老人保健施設清風苑	尾張旭市東印場町二反田282番地2

災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書についての解釈基準

項目	条項	解釈の基準
避難を余儀なくされた場合	第1条	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・その他これに準ずると認められる場合
受け入れ可能人員、必要物資等	第9条	・受け入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・必要物資等（受け入れ可能人員から想定して必要となる物資等の数量）
疑義の決定	第13条	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

尾張旭市を「甲」とし、社会福祉法人墨友会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、尾張旭市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある状況（以下「災害時」という。）において、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 利用する施設は、特別養護老人ホームサンヴェール尾張旭の地域交流室（53.23㎡）及び相談室（27.56㎡）とする。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる要配慮者は、一般の避難所での生活が困難な介護保険の要介護認定者、身体障がい者及びそれに準じる者（以下「要配慮者等」という。）とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、要配慮者等の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をする場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、疾病の有無、連絡先等
- （2） 支援者等の氏名、連絡先等
- （3） 使用する期間

（開設運営）

第4条 前条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に扱うものとする。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な当直者等を配置するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができるものとする。

4 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

(備品等の貸与)

第5条 甲は、乙に対して要配慮者等の支援に必要な乙所有の備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(要配慮者等の搬送)

第6条 福祉避難所への要配慮者等の搬送は、原則として、当該要配慮者等の支援者等が行うものとする。ただし、乙は、可能な範囲で要配慮者等の移送についても支援するよう努めるものとする。

(物資の調達等)

第7条 甲は、福祉避難所の開設に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担等)

第8条 甲は、乙が行った福祉避難所としての要配慮者等の受け入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資、専門的人材やボランティア等を確保するよう努めるものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所を開設する場合において、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに3年間更新できるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第12条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

附則 甲乙間で締結した平成20年9月1日付け「災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」については、この協定の締結日をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年11月1日

- (甲) 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者 尾張旭市長 柴田 浩
- (乙) 岐阜県大垣市東町四丁目43番地2
社会福祉法人 墨友会
代表者 理事長 岩田 一 司

福祉避難所の所在地

施設名	住所
特別養護老人ホームサンヴェール尾張旭	尾張旭市南栄町黒石48番地1

災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書についての解釈基準

項目	条項	解釈の基準
避難を余儀なくされた場合	第1条	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・その他これに準ずると認められる場合
受け入れ可能人員、必要物資等	第9条	・受け入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・必要物資等（受け入れ可能人員から想定して必要となる物資等の数量）
疑義の決定	第13条	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書

尾張旭市を「甲」とし、社会福祉法人かなえ福祉会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、尾張旭市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある状況（以下「災害時」という。）において、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 利用する施設は、特別養護老人ホームすないの家尾張旭の地域交流ホール（76.5 m²）及び3階会議室（21.0 m²）とする。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる要配慮者は、一般の避難所での生活が困難な介護保険の要介護認定者、身体障がい者及びそれに準じる者（以下「要配慮者等」という。）とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、要配慮者等の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をする場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、疾病の有無、連絡先等
- （2） 支援者等の氏名、連絡先等
- （3） 使用する期間

（開設運営）

第4条 前条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な当直者等を配置するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができるものとする。

4 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

(備品等の貸与)

第5条 甲は、乙に対して要配慮者等の支援に必要な乙所有の備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(要配慮者等の搬送)

第6条 福祉避難所への要配慮者等の搬送は、原則として、当該要配慮者等の支援者等が行うものとする。ただし、乙は、可能な範囲で要配慮者等の移送についても支援するよう努めるものとする。

(物資の調達等)

第7条 甲は、福祉避難所の開設に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担等)

第8条 甲は、乙が行った福祉避難所としての要配慮者等の受け入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また、通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資、専門的人材やボランティア等を確保するよう努めるものとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所を開設する場合において、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに3年間更新できるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第12条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

附則 甲乙間で締結した平成27年1月16日付け「災害時に要介護認定者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」については、この協定の締結日をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年11月1日

- (甲) 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者 尾張旭市長 柴田 浩
- (乙) 名古屋市千種区京命1-11-13
社会福祉法人 かなえ福社会
代表者 理事長 興石 昌明

福祉避難所の所在地

施設名	住所
特別養護老人ホームすないの家尾張旭	尾張旭市柏井町弥栄256番地1

災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書についての解釈基準

項目	条項	解釈の基準
避難を余儀なくされた場合	第1条	・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合 ・その他これに準ずると認められる場合
受け入れ可能人員、必要物資等	第9条	・受け入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・必要物資等（受け入れ可能人員から想定して必要となる物資等の数量）
疑義の決定	第13条	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、尾張旭市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）に定める災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる尾張旭市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、尾張旭市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、第3条第1項の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資の受入及び配送並びに派遣の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、3年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙の協議が整った場合は、さらに3年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第15条 この協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができる。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を所持する。

令和7年2月7日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者 尾張旭市長 柴 田 浩

乙 小牧市三ツ渕惣作1350
佐川急便株式会社 中京支店
支店長 広 瀬 禎 幸

中学校（柔剣道場）における避難所指定について

1 概要

地震における指定避難所として、小中学校12校の体育館及び各地区公民館を指定し運用しています。本市の南海トラフ地震における想定避難者数に対し指定避難所の収容率は充足していない状況であり、避難所の収容率を向上させ、住民の避難先を確保する必要があります。

2 現状の課題（避難所の不足）

現在の指定避難所における収容人員については、南海トラフ地震の想定避難者数に対し不足が生じていることから、新たに指定避難所を指定することが求められます。

(1) 避難所への想定避難者数

4,131 人

(2) 現指定避難所の収容人数（福祉避難所を除く）

3,925 人

充足率 95.0%

3 柔剣道場の避難所指定について

前項の課題を解決するために中学校の柔剣道を新たに指定避難所として面積に算入します。

(1) 柔剣道場の収容人数

- 旭中学校（柔剣道場 350 m²）：（使用可能面積）228 m² ÷ 3 m²/人 = 76 人
- 東中学校（柔剣道場 336 m²）：（使用可能面積）216 m² ÷ 3 m²/人 = 72 人
- 西中学校（柔剣道場 336 m²）：（使用可能面積）216 m² ÷ 3 m²/人 = 72 人

※ 使用可能面積は通路面積等を除いて算出

(2) 指定後の収容人数

3,925 人 + 220 人 = 4,145 人

充足率 100.3%

4 地域防災計画の修正について

地域防災計画（付属資料）P319 4-22 指定避難所について以下のとおり修正を行います。

【修正前】

学校名	所在地	アリーナ面積 (単位：m ²)	使用可能面積 (単位：m ²) ※1、2	収容人数 ※2	
				2 m ² /人 (単位：人)	3 m ² /人 (単位：人)
旭中学校	向町二丁目4-2	1,080	832	416	277
東中学校	下井町前の上1602	1,080	832	416	277
西中学校	澁川町三丁目2-9	1,080	832	416	277

柔剣道場の面積及び収容人員を追加

【修正後】

学校名	所在地	アリーナ面積 (単位：m ²) ※中学校は柔剣 道場を含む	使用可能面積 (単位：m ²) ※1、2	収容人数 ※2	
				2 m ² /人 (単位：人)	3 m ² /人 (単位：人)
旭中学校	向町二丁目4-2	1,430	1,060	530	353
東中学校	下井町前の上1602	1,416	1,048	524	349
西中学校	澁川町三丁目2-9	1,416	1,048	524	349

※1 小中学校及び総合体育館の「使用可能面積」は、アリーナ面積及び柔剣道場面積のうち、避難所運営において必要となる通路等の面積を差し引いた面積。

※2 使用可能面積及び収容人数はあくまで目安であり、実際の使用可能面積及び収容人数は増減する場合がある。

地震災害及び南海トラフ臨時情報発表時の非常配備基準について

1 非常配備基準の見直し

- (1) これまでの非常配備基準（風水害、地震災害）に加え、新たに「南海トラフ地震臨時情報」の非常配備基準を新設する。
- (2) 地震災害における非常配備の段階を震度階ごとに区分し、震度4で第1非常配備、震度5弱で第2非常配備とし、本市の南海トラフ地震における想定震度5強を第3非常配備とする。
- (3) 緊急非常配備及び長周期地震動階級における配備を廃止し、第2非常配備（震度5弱）及び第3非常配備（震度5強）については、各配備要員を自動参集による配備体制とする。

2 新旧対照

【現行基準（地震災害）】					
種別	配備時期	本部設置	配備要員	主な活動内容	参集方法
緊急 非常配備	尾張旭市で震度5弱以上が観測された場合	設置	全員	①被害状況調査 ②被害情報収集・伝達 ③災害発生に対する緊急対応	自動参集
	尾張旭市で長周期地震動階級4が観測された場合				自動参集
	予想されない重大な災害が発生した場合				呼出参集
第1 非常配備	「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、本部長が必要と認めた場合	設置 （統括班が事務局を代行）	・本部長 ・副本部長 ・本部員 ・統括班	①情報収集・共有 ②市民等への周知 ③その他	呼出参集
	尾張旭市で震度4又は長周期地震動階級3が観測された場合		・本部長 ・副本部長 ・本部員 ・統括班 ・秘書班（一部） ・復旧班（一部） ・上下水道調整班（一部） ・上水道班（一部） ・公民館班（一部） ・消防総務班（一部） ・消防班（一部）	情報収集・伝達	自動参集
第2 非常配備	「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、本部長が必要と認めた場合	設置	第1非常配備の配備要員に加え、以下の班の要員 ・各班長 ・総務班 ・広報班 ・企画班 ・情報班 ・復旧班 ・浄化センター班 ・消防総務班 ・消防班 ・予防班 ・上記以外の各班（一部）	①情報収集・共有 ②市民等への周知 ③施設点検 ④協定締結団体への事前協力依頼 ⑤その他	呼出参集
	尾張旭市で震度4又は長周期地震動階級3が観測され、被害の発生により本部長が必要と認めた場合		・各班長 ・総務班 ・広報班 ・企画班 ・情報班 ・復旧班 ・浄化センター班 ・消防総務班 ・消防班 ・予防班 ・上記以外の各班（一部）	①被害状況調査 ②被害情報収集・伝達 ③災害発生に対する緊急対応	呼出参集
第3 非常配備	「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、本部長が必要と認めた場合	設置	全員	①情報収集・共有 ②市民等への周知 ③施設点検 ④協定締結団体への事前協力依頼 ⑤その他	呼出参集
	尾張旭市で震度4又は長周期地震動階級3が観測され、市内全域又は相当の地域に基大な被害が発生又は発生すると予想され、本部長が必要と認めた場合			①被害状況調査 ②被害情報収集・伝達 ③災害発生に対する緊急対応	呼出参集

- ※1 呼出参集は、職員参集メール又は各班の連絡網等を用いた連絡に基づいて参集する。
- ※2 自動参集は、配備を要する事態を確認した時点で連絡を待つことなく参集する。
- ※3 参集途上のできる限り被害情報の収集に努めること。なお、その場合には人的被害及び住居被害に関する情報を優先して収集するよう努める。
- ※4 「南海トラフ地震臨時情報」の発表に基づく非常配備については、本部長が必要と認めた場合、配備要員の対象班及び人数を変更（拡大・縮小）する場合がある。
- ※5 「南海トラフ地震臨時情報」の発表に基づく非常配備種別については、発表された情報の内容から勘案して対応することとなるため、いずれの非常配備種別も同様の配備時期として設定している。
- ※6 総務部総務班（電話対応人員）、避難部、資材調達部資機材班、救援部（長期避難時の有症状者等専用避難所担当）は、非常配備基準に関わらず、状況に応じて本部長が必要と認めた場合に呼出参集する。

地震発生時

臨時情報
発表時

【新基準（地震災害）】

種別	配備時期	本部設置	配備要員	主な活動内容	参集方法
第1 非常配備	尾張旭市で震度4が観測され、本部長が必要と認めた場合	設置 （統括班が事務局を代行）	・本部長 ・副本部長 ・本部員 ・統括班	①情報収集・共有 ②市民等への周知 ③その他	自動参集
			以下の班は、班長及び主任が配備（消防班は、当務の警防・救急係員） ・秘書班 ・広報班 ・復旧班 ・上下水道調整班 ・上水道班 ・公民館班 ・消防総務班 ・消防班		呼出参集
第2 非常配備	尾張旭市で震度5弱が観測された場合	設置	第1非常配備の配備要員に加え、以下の班の要員 ・各班長 ・総務班 ・秘書班 ・広報班 ・企画班 ・復旧班 ・浄化センター班 ・消防総務班 ・消防班 ・予防班 ・上記以外の各班（一部）	①被害状況調査 ②被害情報収集・伝達 ③災害発生に対する緊急対応	自動参集
第3 非常配備	尾張旭市で震度5強が観測された場合又は通信回線が途絶し、情報伝達ができなくなった場合		全員		

- ※1 呼出参集は、職員参集メール又は各班の連絡網等を用いた連絡に基づいて参集することとし、参集できない職員がいる場合は各班で代理参集職員を調整する。
- ※2 自動参集は、配備を要する事態を確認した時点で連絡を待つことなく参集する。
- ※3 参集途上のできる限り被害情報の収集に努めること。なお、その場合には人的被害及び住居被害に関する情報を優先して収集するよう努める。
- ※4 総務部総務班（電話対応人員）、避難部、資材調達部資機材班、救援部（長期避難時の有症状者等専用避難所担当）は、非常配備基準に関わらず、状況に応じて本部長が必要と認めた場合に呼出参集する。
- ※5 通信回線が途絶した場合は、地震発生時に電話及びインターネット回線が途絶し、職員等との情報伝達が不可となった場合をいう。（地震により通信回線が途絶した場合は、市域が被災しているリスクが高いたことから全職員が参集）

【新基準（南海トラフ臨時情報）】

種別	配備時期	本部設置	配備要員	主な活動内容	参集方法
警戒配備	「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表され、統括班長が必要と認めた場合	—	・統括班（一部）	①情報収集・共有 ②その他	呼出参集
第1 非常配備	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、本部長が必要と認めた場合	設置 （統括班が事務局を代行）	・本部長 ・副本部長 ・本部員 ・統括班	①情報収集・共有 ②市民等への周知 ③その他	
第2 非常配備	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、本部長が必要と認めた場合	設置	第1非常配備の配備要員に加え、以下の班の要員 ・各班長 ・総務班 ・秘書班 ・広報班 ・企画班 ・復旧班 ・浄化センター班 ・消防総務班 ・消防班 ・予防班 ・上記以外の各班（一部）	①情報収集・共有 ②市民等への周知 ③施設の安全確認 ④協定締結団体への事前協力依頼 ⑤その他	

- ※1 呼出参集は、職員参集メール又は各班の連絡網等を用いた連絡に基づいて参集することとし、参集できない職員がいる場合は各班で代理参集職員を調整する。
- ※2 「南海トラフ地震臨時情報」の発表に基づく非常配備については、本部長が必要と認めた場合、配備要員の対象班及び人数を変更（拡大・縮小）のほか、自宅待機または呼出時に即時参集可能な体制の構築を指示する場合がある。
- ※3 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」における第2非常配備要員は、地震災害における第2非常配備要員と同様とする。

タイムスケジュール

時 間	内 容	実 施 場 所
9:00 9:15	開会式	運動場中央
9:50 10:20	救援物資受入訓練 	体育館西側 ※手伝ってくれる協力者を募集します。(当日参加)
10:30 10:50	ドローン飛行実演 	運動場北西 (バックネット前) ※休憩所前のモニターにドローンの映像を映します。
11:00	炊き出し配布開始 	運動場南東
11:15 11:45	合同救出救助訓練 	運動場中央
11:50 12:00	閉会式	運動場中央

こどもも楽しめる訓練の紹介



ドローン操縦体験

総合防災訓練初

ドローン操縦体験ができます。



災害対策車両展示

災害時の
はたらくクルマと
こども制服を着て
写真撮影できます。

警備犬にも
会えます。



地震体験車

実際に日本で起きた
地震の揺れを
体験してみよう！

少年少女消防団と
一緒に火災時の
初期消火と
避難の方法を体験！



初期消火訓練・煙道通過体験



その他様々な訓練があります！
内面に会場レイアウトなどの詳細がありますので、ご覧ください。

令和6年度 尾張旭市 総合防災訓練

こどももおとなも！
笑顔をつむぎ、遊ぼう災♪



日 時
令和6年
10/27 日
午前9時から
正午まで

会 場

尾張旭市立
白鳳小学校

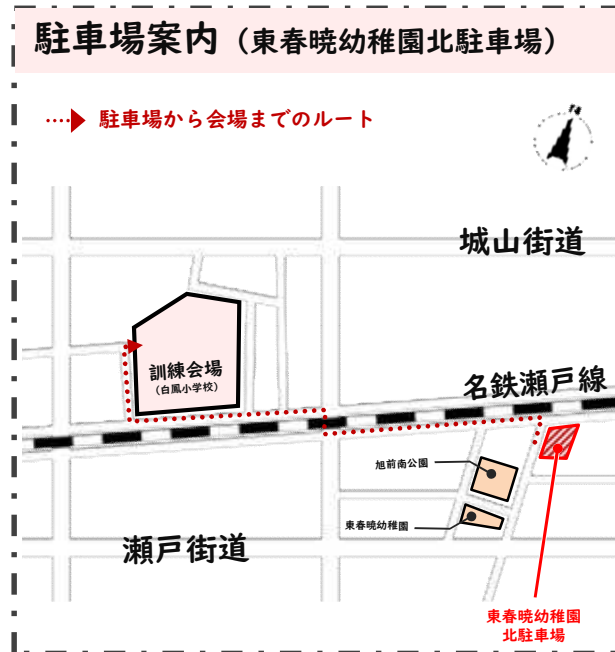
こどもスタンプラリー 開催中

小学生以下
限 定

先着200名
記念品
プレゼント

色んな訓練を体験して
スタンプと合言葉を集めて
記念品(あさぴーグッズ)を
ゲットしよう！

・スタンプカードは総合案内所で配布
・記念品のプレゼントはなくなり次第終了



背表紙に訓練の概要を
掲載しています。

各種訓練実施時間

9時20分から11時30分まで

※ 訓練時間の記載があるものは除く。
時間が異なる訓練の
タイムスケジュールは背表紙のとおり。

ドローン操縦体験

1

ドローン操縦体験ができます。
(一社)DPCA(中部精機(株))

ドローン飛行実演

3

10時30分から開始
災害時に活用が期待されるドローンの
飛行実演を見ることができます。
(休憩所前のモニターに放映します。)
(一社)DPCA(中部精機(株))

40m級はしご車・救助工作車

1

尾張旭市消防署

ウニモグ(高性能救助車)・パトカー・
ミニ白バイ・人員輸送車(Dバス)・
警備犬

2

愛知県守山警察署

TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)
特殊車両(災害対策本部車・排水ポンプ車・照明車)

3

国土交通省中部地方整備局
愛知国道事務所

総合案内所

?

● 訓練実施本部

● こどもスタンプラリーカード・記念品配布

● あさひ健康マイスタースタンプ押印

● 市防災アプリ啓発(登録方法・使い方説明)

● 落とし物預かり

iOS版

Android版

市防災アプリ
インストール用
QRコード

凡例

トイレ
(体育館前は多目的)

救護所

赤ちゃんの駅
(授乳・おむつ替え等)

ゴミステーション

地震体験車

2

地震の揺れを体験できます。
尾張旭市消防総務課

合同救出救助訓練

4

11時15分から開始
消防・警察・医療チーム・市による
合同救出訓練を実施します。
愛知県守山警察署
(一社)瀬戸旭医師会(かなもり小児科)
尾張旭薬剤師会(マツ調剤薬局)
尾張旭市消防署、尾張旭市健康課

家具転倒防止啓発

1

家具の転倒防止のための固
定方法などを説明します。
尾張旭防災リーダー会

要配慮者支援訓練

2

支援が必要なかたの目印と
なるバンダナなどの使い方
などを説明します。
尾張旭市福祉課

要配慮者支援訓練

2

支援が必要なかたの目印と
なるバンダナなどの使い方
などを説明します。
尾張旭市福祉課

備蓄食料調理実演

5

災害備蓄食であるアルファ
化米の調理・説明をします。
試食もできます。
みらい子育てネット白鳳
白鳳自主防災組織

救済物資受入訓練

6

9時50分から開始
協力してくれる方は
体育館西側に集合!!
避難所に届いた物資を
トラックから体育館へ
バケツリレー方式で
運びこみます。
(一社)愛知県トラック協会
(尾張旭運輸(株))

救済物資受入訓練

6

9時50分から開始
協力してくれる方は
体育館西側に集合!!
避難所に届いた物資を
トラックから体育館へ
バケツリレー方式で
運びこみます。
(一社)愛知県トラック協会
(尾張旭運輸(株))

マンホールトイレ
設置訓練

7

断水時等に避難所で
使用するマンホールトイレに
ついて説明します。
尾張旭市税務課(避難所担当)

ペット同行避難訓練

8

話題のペットとの避難訓練
を行います。
ペット同室避難体験も
実施しています。
尾張旭防災リーダー会
白鳳自主防災組織

給電活動車両展示

1

西日本三菱自動車販売(株)

ペット防災啓発

3

アース・ペット(株)

消防団活動啓発

5

尾張旭市消防団

ガスマイコンメーター
復帰体験

7

東邦ガスネットワーク(株)

口腔ケア啓発

9

尾張旭市歯科医師会
(いんば歯科医院)

炊き出し訓練

12

11時から試食配布開始
豚汁の炊き出しをします。
日本赤十字社尾張旭地区奉仕団

倒壊家屋救出訓練

5

地震で倒壊した建物からの
救出を訓練できます。
尾張旭市消防団

避難所資機材展示

4

災害時の避難所の様子を展
示します。
白鳳自主防災組織

災害対策パネル展示

2

防衛省自衛隊愛知地方協力本
部瀬戸地域事務所

災害ベンダー自販機実演

4

大塚ウエルネスベンディング
(株)

模擬分電盤操作体験

6

中部電力パワーグリッド(株)

LPガスポータブル
発電機展示・実演

8

愛知県LPガス協会
(名古屋プロパン瓦斯(株))

応急給水訓練

10

尾張旭市経営政策課・上水道課

災害ボランティアセンター設置・運営訓練
車いす・JINRIKI体験訓練

11

災害ボランティアセンターを設置し、運営訓練を行います。
車いす着脱式緊急避難装置(JINRIKI)を体験できます。
(福)尾張旭市社会福祉協議会、
災害ボランティアコーディネーター尾張旭

初期消火訓練・煙道通過体験

6

火災時の濃煙からの避難方法を体験できます。
尾張旭市少年少女消防団

北門
(入退場口)

1
家具転倒
防止啓発

2
要配慮者
支援訓練

3
応急手当
訓練

4
避難所資機材展示

6
救済物資
受入訓練

5
備蓄食糧
調理実演

7
マンホール
トイレ
設置訓練

プール

8
ペット同行
避難訓練

本館

駐輪場

通行止

1
ドローン
操縦体験

2
地震
体験車

3
「ドローン飛行実演」発着場

4
合同救出
救助訓練

5
倒壊家屋
救出訓練

6
初期消火
訓練

7
煙道
通過体験

8
JINRIKI
体験

9
炊き出し
訓練

10
JINRIKI
体験

11
JINRIKI
体験

12
炊き出し
訓練

「ドローン飛行実演」映像放映モニター

3
総合案内所・訓練実施本部

休憩所

南館

※ 緊急門は緊急車両が通行する場合がありますので、ご注意ください。

73